

指定NPO法人制度が 始まりました



徳島県指定NPO法人制度とは

徳島県が定めた基準に適合したNPO法人を条例で指定することで、指定されたNPO法人(以下「指定NPO法人」といいます。)に対して寄附をした県民の皆さんが個人県民税の税額控除等を受けられる制度です。

指定NPO法人になると

1 県民から法人への寄附の促進が期待されます。

指定NPO法人に寄附をした県民の皆さんが市町村の税務担当課へ申告を行うと、個人県民税の税額控除が受けられます。

寄附金 控除の例

■徳島県の指定NPO法人に「1万円」の寄附をした場合・・・

個人県民税の控除金額(10,000円-2,000円)×4%=320円

(概算で計算した事例ですので、実際の控除額とは異なる場合があります。)

2 認定NPO法人への近道になります。

指定NPO法人になると、認定NPO法人になるための要件をすべて満たすことになります。認定NPO法人になると、所得税の寄附金控除対象となるほか、法人税や相続税に関する優遇措置も受けられます。

認定NPO法人 になると



- 1 寄附金を集めやすくなります!
- 2 社会的信頼性が向上します!
- 3 内部管理がしっかりします!
- 4 スタッフの意識が向上します!
- 5 情報公開が強化され、団体の透明性が向上します!

指定NPO法人になるための10の基準

1 事務所の所在地に関する基準

徳島県内に主たる事務所を有すること。

2 寄附金等の収入実績に関する基準

次のいずれかに適合していること。

- 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10%以上
- 各事業年度中の寄附金の額の総額が3千円以上である寄附者の数の合計数が年平均30人以上かつ年千円以上の寄附金の額の合計額が年平均15万円以上

3 県民の参加・支持の実績に関する基準

次のいずれかに適合していること。

- 特定非営利活動に携わったボランティアスタッフの延べ人数が年平均100人以上
- 広く県民等を対象とした特定非営利活動に係る催しを年平均3回以上実施
- 行政、企業、試験研究機関等と協働して行った特定非営利活動を年平均1回以上実施

4 活動の対象に関する基準

次の活動の占める割合が50%未満であること。

- 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
- 特定の範囲の者に利益が及ぶ活動
- 特定の著作物または特定の者に関する普及啓発・広告宣伝などの活動
- 特定の者の意に反した活動



5 運営組織及び経理に関する基準

次のいずれにも適合していること。

- 役員の数のうち、特定の役員及びその親族関係者等の占める割合が1/3以下
- 役員の数のうち、特定の法人の役員や従業員の占める割合が1/3以下
- 各社員の表決権が平等
- 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存している
- 不適正な経理を行っていない

⚠ 欠格事由に該当しないこと 次のいずれかに該当する場合は、指定を受けることができません。

- 指定を取り消された法人で、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人の理事であった者で、その取消の日から5年を経過しない役員がいる
- 徳島県暴力団排除条例に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない役員がいる
- NPO法第47条第1号に規定された役員の欠格事由に該当する役員がいる
- 指定の取消の日から5年を経過しない
- 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している
- NPO法第47条第2号から第6号に規定された認定NPO法人の欠格事由に該当する法人

徳島県指定NPO法人になるためには、実績判定期間(※)において、次の①～⑩のすべての基準を満たしている必要があります。

下記基準に該当するものに ✓ でチェックし確認してください。



6 事業活動に関する基準

次のいずれにも適合していること。

- 宗教活動、政治活動、特定の公職者または政党を推薦、支持または反対する活動を行っていない
- 役員、社員、職員、寄附者等に特別の利益を与えていない
- 営利を目的とした事業を行う者、政治・宗教活動を行う者、特定の候補者に寄附を行っていない
- 実績判定期間の総事業費のうち特定非営利活動に係る事業費の占める割合が80%以上
- 実績判定期間の受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額が70%以上

7 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること。

- 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
- 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し
- 海外への送金又は金銭の持ち出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合等に所轄庁に提出した書類



8 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を期限内に所轄庁に提出していること。

9 不正行為に関する基準

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、または得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

10 設立後の経過期間に関する基準

指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

※実績判定期間とは・・・

指定NPO法人の基準の判定対象となる期間のことで、指定の申出を行う法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年(初めて指定の申出を行うときは2年)内に終了した各事業年度のうち、もっとも古い事業年度開始の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間をいいます。

事業年度が4月1日～3月31日の法人の場合(新規申出)



指定NPO法人になるための手続

事前相談

指定の申出をするときは、申出前に事前にご相談ください。

相談窓口

徳島県県民環境部県民環境政策課 共助社会推進担当
徳島市万代町1丁目1番地 TEL 088-621-2023(直通)
月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15



指定の申出書の提出

事前相談を経て、申出書を作成し、県の窓口に提出してください。

審査と実態確認

提出書類の審査には2～3か月程度かかります。

また、審査にあたっては、聞き取り調査や法人事務所での実態確認を行いますので、ご協力ください。
実態確認のあと、審査会(第三者機関)による審査を受けます。

条例手続

審査の結果、基準に適合すると認められた場合は、県の条例で個別に指定するための手続が開始されます。

条例指定の手続は、県議会の開催時期に従って行います。



指 定

条例が県議会で可決され、公布・施行された日から指定の効力が生じます。

認定をお考えの法人は、事業年度終了後、早めにご相談ください。

指定時期の目安

申出をする時期	指定を受ける時期
2月15日まで	同年 7月中旬
5月15日まで	同年10月中旬
7月15日まで	同年12月下旬
10月15日まで	翌年 3月下旬

更 新

指定の有効期間は5年間です。

更新の申出は、指定の有効期間の終了する9ヶ月前から6ヶ月前までに申出書等を県の窓口に提出してください。



指定NPO法人制度の詳細については、徳島県HPへ

徳島県 指定NPO法人

検索

徳島県 県民環境部 県民環境政策課 共助社会推進担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL:088-621-2023 FAX:088-621-2758

e-mail: kenminkankyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp